

山梨県公報

第千五百九十三号

平成十七年

八月八日

月 曜 日

目 次

告 示

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除 五八五

道路の区域変更(四件) 五八五

道路の供用開始 五八六

教育委員会 五八六

山梨県指定有形文化財の指定の解除 五八六

告 示

山梨県告示第四百二十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十七年山梨県告示第三百六十八号)は、解除する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字牛輿字宮ノ前四二七番の一地 先から 塩山市大字牛輿字百市三四二六番の一地先 まで	一〇・〇 一四・五	一〇・〇 一〇三・二	一〇・〇 二二・二	一〇三・二

山梨県告示第四百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字上栗原字西田五六番の八地先か ら 山梨市大字上栗原字西田五〇番の三地先ま で	六・五 九・〇	六・五 一一・〇	六・五 一五・五	一一・〇

山梨県告示第四百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道

- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町大字若神子字片瀬一七三三番の一地先から 北杜市須玉町大字若神子字片瀬二六六九番の一地先まで	一六・〇 一七・〇	一四・五 一六・〇	一三七・七	一三七・七

山梨県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四九三番の八九地先から 南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四九三番の九地先まで	一四・二 一六・六	二二・〇 一五・〇	八五・〇	八五・〇

山梨県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年八月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字菅野三二九番の 一地先から 都留市大野字上川原一九五五番 の一地先まで	二五七・八	平成十七年 八月八日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定を解除する。

平成十七年八月八日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

有形文化財の部
建造物

名 称	員 数	構造及び形式	所有者	所在地	指定年月日
清白寺庫裏	一棟	桁行一六・三メートル、梁間一・二メートル、切妻造、妻入、東面葺下し庇付、茅葺、北面下屋棧瓦葺	清白寺	山梨市三ヶ所六二〇番地	昭和六十年 九月四日

彫 刻

名 称	員 数	構造及び形式	所有者	所在地	指定年月日

木造浅間
神社神像

三
躰

檜、一木造、彩色、
坐高三八センチメ
ートル、三五センチ
メートル、三五・二
センチメートル

浅間
神社

南都留郡忍野村
忍草四五六番地

昭和五十一年
二月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番